

# レジ袋の削減について

規制改革会議  
質の高い国民生活の実現WG  
生活・環境TF

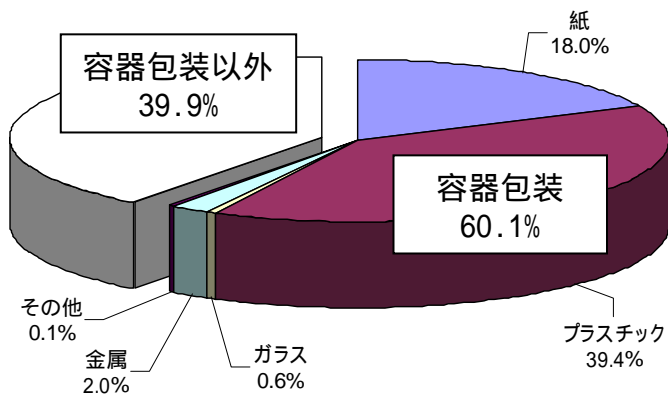
平成19年9月  
環境省

# 容器包装リサイクル法の背景

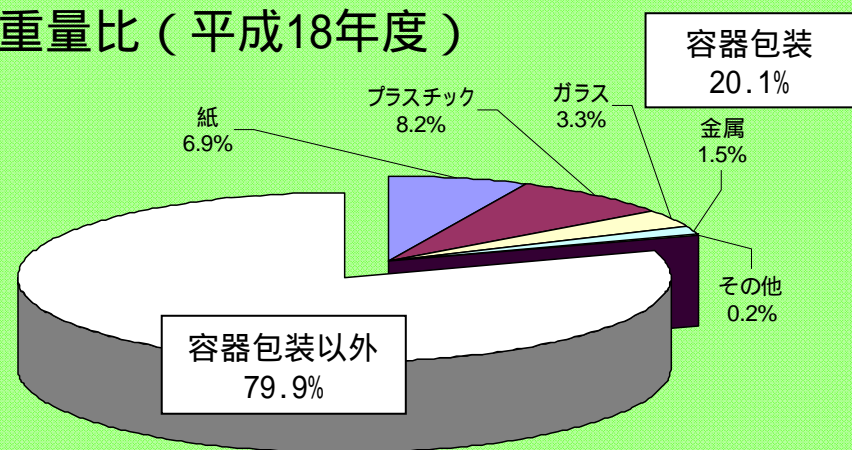
一般廃棄物の排出量の増大に伴い、最終処分場がひっ迫している問題を解決し、ごみゼロを目指す「循環型社会」を構築することが必要。

容器包装廃棄物は家庭ごみの約6割を占める(容積比)

容積比 (平成18年度)

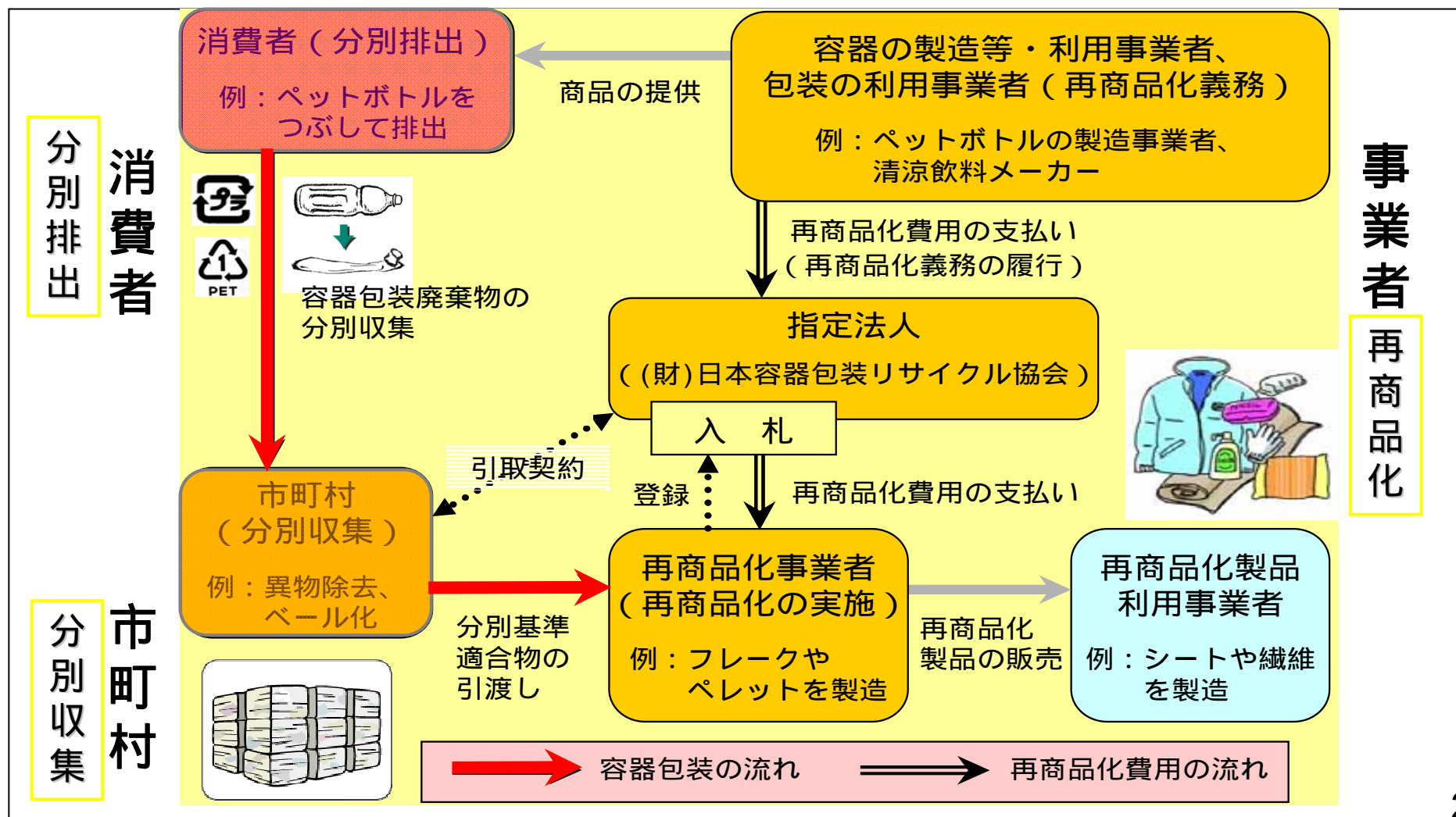


重量比 (平成18年度)



# 容器包装リサイクル法の仕組み

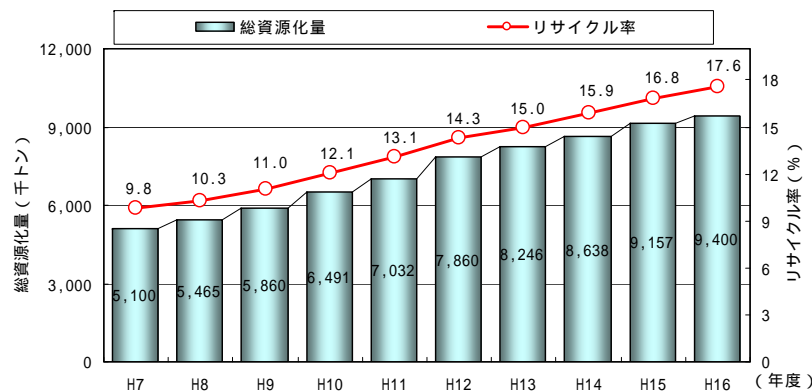
消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割分担の下、容器包装廃棄物の分別排出、分別収集、リサイクル（再商品化）を行う制度を構築。



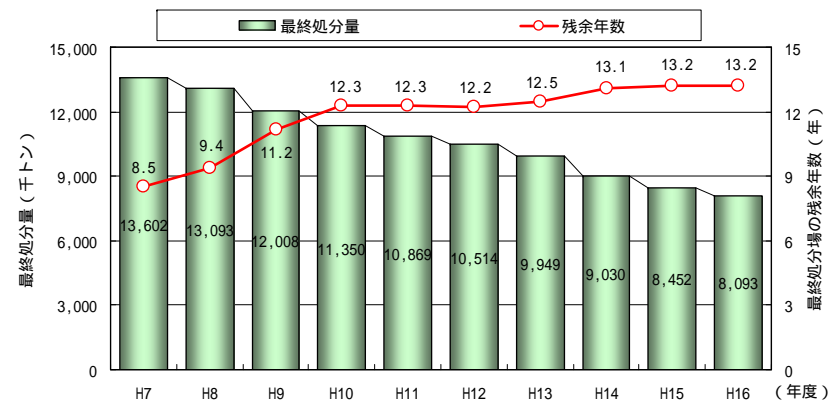
# 容器包装リサイクル法の見直し

容器包装リサイクル法（平成7年制定）は、リサイクル率の上昇、一般廃棄物の最終処分量の減少等、循環型社会の形成に寄与。

< 一般廃棄物の総資源化量とリサイクル率の推移 >



< 一般廃棄物の最終処分量と最終処分場の残余年数の推移 >



容器包装廃棄物に係る効果的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進  
リサイクルに要する社会全体のコストの効率化  
国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

容器包装リサイクル法の改正（平成18年6月）

# 容器包装リサイクル法改正の概要

## 容器包装廃棄物の 排出抑制の促進 (レジ袋対策等)

### 消費者の意識向上・事業者との連携の促進

環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出の状況や排出抑制の取組の調査、消費者への指導・助言を行う。

H19.4施行

### 事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

小売業等について、「事業者の判断の基準となるべき事項」を主務大臣が定めるとともに、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う措置を導入する。

H19.4施行

## 質の高い分別収集・ 再商品化の推進

### 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

事業者が、再商品化の合理化の程度等を勘案して定められる額の資金を市町村に拠出する仕組みを創設する。

H20.4施行

## 事業者間の 公平性の確保

### 再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化

再商品化の義務を果たさない事業者（いわゆる「ただ乗り事業者」）に対する罰則を強化する。

H18.12施行

## 容器包装廃棄物の 円滑な再商品化

### 円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

廃ペットボトルの国外への流出にかんがみ、「再商品化のための円滑な引渡し等に係る事項」を基本方針に定める事項に追加して国の方針を明らかにする。

H18.12施行

# レジ袋の削減について

京都市の調査によると、家庭ごみの中で全プラスチックごみの占める割合は約44%、そのうちレジ袋の占める割合は約14%。よって、家庭ごみ全体に占めるレジ袋の割合は約6%。  
(割合は容積比。平成17年度京都市調査)

レジ袋の削減のために、レジ袋の有料化は有効な手段の一つ。

しかし、多くのスーパーなどで既に自主的かつ多様な取組が進展。また、レジ袋を使用する小売業者の規模や業態も多様。よって、個々の事業者の自主的な取組を尊重しつつ、取組が不十分と考えられる事業者に対して、勧告・命令・罰則等の措置を科すことにより、レジ袋の有料化も含めた多様な取組を進める。

環境省としても、改正容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員(愛称:3R推進マイスター)の委嘱、事業者に対する排出抑制を促進するための措置の適切な運用、トッパー事業者との自主協定、モデル事業や環境大臣表彰等を通じて、容器包装廃棄物の3Rを国民運動として展開。

# 容器包装の3Rに向けた取組の促進

## 1. 改正容器包装リサイクル法に基づく措置

### 容器包装廃棄物排出抑制推進員制度 (愛称：3R推進マイスター)

- 環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す活動を全国的に行っている17人の著名人等を、第1陣として平成19年5月に環境大臣が委嘱



「3R推進マイスター」と若林前大臣  
(平成19年5月)

### 事業者に対する排出抑制を促進するための措置

- 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、小売業者に対し排出の抑制に向けた判断基準(ガイドライン)を国が設定
  - ・目標の設定
  - ・容器包装の使用の合理化  
(容器包装の有料化、容器包装を使用しないように誘引するためのポイント等の提供、マイバッグ等の提供、容器包装の使用に関する声掛け等による消費者の排出の抑制の促進など)等
- 容器包装を多量に利用する事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う措置を導入  
(年間使用量50トン以上の事業者が対象) 6

## 2. 環境省と事業者との自主協定

- 自主的に先駆的な取組を進めようとする事業者（トップランナー事業者）の取組について環境省が積極的に紹介すること等により、当該事業者の取組を促進するために協定を締結。
- 昨年9月12日に(株)ローソン及び(株)モスフードサービスと、さらに本年4月16日にイオン(株)との間で、容器包装廃棄物の3R推進に向けた協定を締結。



若林前大臣とイオンの岡田社長が協定に調印（平成19年4月）

### (株)ローソン(平成18年9月12日締結)

レジ袋を使用しない客に値引きやポイント付与の実験等を実施することにより、2008年度までに2005年度比20%のレジ袋使用量を削減等を目指

### (株)モスフードサービス(平成18年9月12日締結)

2006年度、プラスチック製容器包装について、2005年度使用量の50%を非石油系に転換、チェーン全体での食品廃棄物について、2006年度発生量の20%をリサイクル等を目指

### イオン(株)(平成19年4月16日締結)

レジ袋有料化等により、2010年度までにマイバッグ持参率全店平均50%以上、レジ袋使用量半減(8億4000万枚)等を目指



## 3. 3 R 普及啓発キャンペーンの実施

### 3 R 推進モデル事業

- レジ袋の有料化に向けた地域協定や、自治体によるリターナルブルビンの分別収集など、先進的かつ全国展開可能な事業をモデル事業として支援



土屋前副大臣の出席の下、杉並区とサミット（株）、地元協議会がレジ袋の有料化に関する協定を締結（平成18年10月）

「杉並区レジ袋削減3 R 推進モデル事業」（平成18年度容器包装廃棄物3 R 推進モデル事業）事業者、協議会及び杉並区が自主協定を締結し、モデル店でレジ袋を有料販売（1枚5円）する実証実験を実施。

結果 = マイバッグ持参率: 43% 85%、レジ袋使用枚数: 8割削減

本年度は、名古屋市緑区におけるレジ袋有料化の社会的実験である「レジ袋有料化促進モデル事業」を対象案件の一つとして採択。

### 3 R 推進環境大臣表彰制度

- 製造事業者・優良小売店や地域住民との連携などの優良事例を表彰する制度
- 平成18年度は製品部門、小売店部門、地域の連携部門併せて12件が受賞

### 「もったいないふるしき」キャンペーン

- 大臣が先頭に立ち、「もったいないふるしき」を用いたキャンペーンの展開

### わたしが作ったマイバッグ環境大臣賞

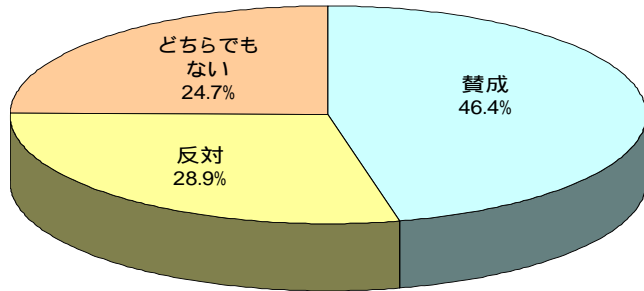
- レジ袋等の削減のため、買い物に行く際のマイバッグ持参運動の推進



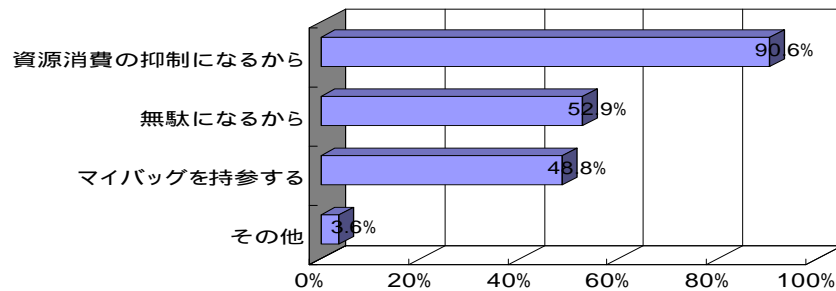
もったいないふるしき

# <参考> レジ袋削減に関するアンケート調査 (平成19年3月)

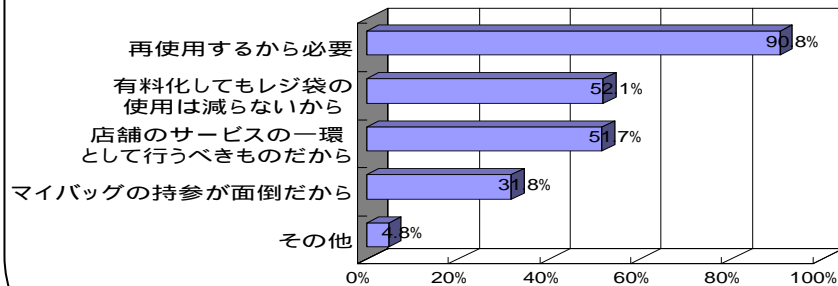
## <消費者の意識>



レジ袋有料化の賛否

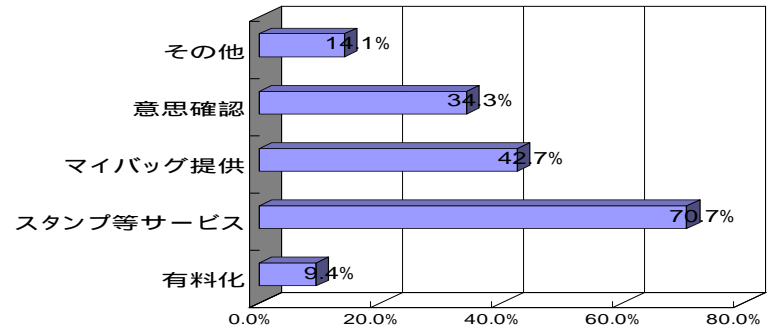


レジ袋有料化賛成の理由

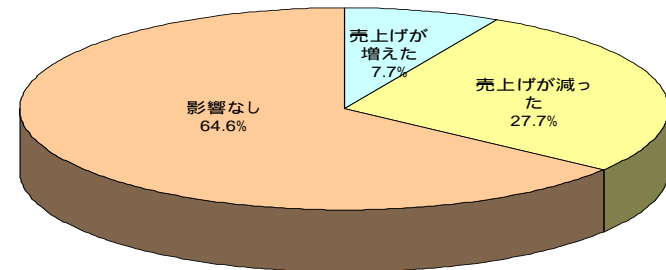


レジ袋有料化反対の理由

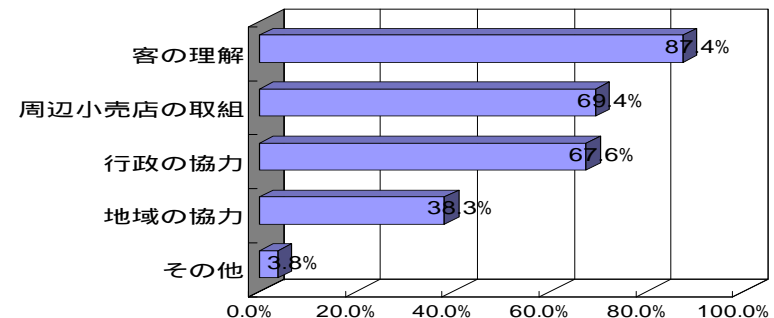
## <事業者の取組>



レジ袋削減の取組



レジ袋有料化の売上げへの影響



レジ袋有料化への課題

# レジ袋の有料化全国マップ

(平成19年9月現在)

